

令和7年度瑞穂町監査計画

瑞穂町監査委員

令和 7 年 度 瑞 穂 町 監 査 計 画

令和 7 年 4 月 1 日
瑞 穂 町 監 査 委 員

令和 7 年度の定期監査、財政援助団体等監査、決算審査（基金運用審査を含む）、例月出納検査及び健全化判断比率等審査等は、次の方針等に基づき実施する。

1 基本方針

令和 7 年度における瑞穂町の予算編成方針では、「元日に発生した能登半島地震、日向灘を震源とする地震に端を発した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表、夏の記録的な高温による熱中症警戒情報の発表、線状降水帯による集中豪雨や落雷の発生など、自然災害は激甚化、頻発化しています。いつ発生するかわからない自然災害に対し、日ごろから備えておくことの重要性が一段と高まり、緊張状況が続く不安定な情勢となっています。一方、国際情勢に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻、イランとイスラエルによる中東情勢の悪化を背景としたエネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱による、食料品や原材料価格の上昇などが、国内経済に大きな影響を与えています。

内閣府の月例経済報告では、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。しかし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクを指摘し、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。

令和 7 年度当初予算の概算要求に当たっての基本的な方針を国は、「経済・財政一体改革を推進する。」とし、東京都は、「不透明な社会情勢の中、100年先を見据え、『成長』と『成熟』が両立した持続可能な都市へと発展し、全ての人が輝く明るい『東京の未来』を実現する予算」と打ち出しています。

町の歳入の根幹をなす町税は、令和 5 年度決算は前年度決算と同水準となる中で、町民税については個人所得や法人所得ともに緩やかな上昇となっていますが、物価高の影響や社会情勢を踏まえると、今後の先行きは不透明です。

一方、歳出についても、超少子高齢社会の進行による社会保障、公共施設の老朽化にかかる改修や大規模修繕、激甚化、頻発化が進む自然災害への備え、多摩都市モノレールの延伸に伴う新たなまちづくり、それにあわせた社会基盤整備など、様々な財政需要に対応していかななくてはなりません。

財政調整基金の残高は、令和 6 年度 9 月補正予算時点で約 10 億円を見込んでおり、令和 7 年度予算は厳しい財政状況の中での予算編成となります。

前記のとおり厳しい財政状況にある一方で、令和6年度中の多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の都市計画決定が予定され、事業化に向けた着実な一歩を踏み出すまちづくりにおける大きな転換期を迎えます。持続可能な地域社会を実現するため、以下のとおり重点事項を示すとともに、未来の礎となる積極果敢な予算編成」にすることとしている。

これらの内容を重視し、監査の実施にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理が、

- ①住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果が得られているか。
- ②行政の組織と運営を合理的かつ効率的に進めるための適正化が図られているか。
- ③事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいているか。
- ④地方分権及び情報公開により開かれた行政運営への対応がどのように進められているか。
- ⑤監査の指摘事項の改善が図られているか。

以上5点に留意し、地方自治法第199条の規定に基づく監査を実施する。

2 実施方法

(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項)

定期監査は、町の財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業（工事）の管理及び事務の執行が法令等の規定に基づき適正に処理されているかという適法性の観点を主眼に、コストの適正化が図られているか、費用に見合うだけの効果を挙げているか、事業の目的を達成しているか、また、組織及び運営の合理化に努めているか等、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、毎年1回実施するものとする。

(2) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

財政援助団体等監査は、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意し、実施するものとする。

(3) 決算審査（基金運用審査を含む）(地方自治法第233条第2項・第241条第5項・地方公営企業法第30条第2項)

決算審査は、町長からの審査依頼に基づき、決算その他の関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、実施するものとする。

基金運用審査は、町長からの審査依頼に基づき、基金の運用を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼をおき、実施するものとする。

(4) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

現金出納の例月検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適正に処理されているか留意し、現金出納にかかる事故または不正の防止を図ることを目的として実施する。例月出納検査の対象となる範囲は、会計管理者の権限に属する現金の出納である。従って、例月出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、会計帳簿と現金残高を確実に確認するものとする。

なお、例月出納検査の内容について予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条）

健全化判断比率等審査は、町長からの審査依頼に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比

率)、公営企業会計決算における資金不足比率について、それらの計数の算出過程に誤りがないか、適正な算定要素が用いられているか、資料が適正に作成されているか、確実な数値を用いて算出されているか等に主眼をおき、実施するものとする。

3 監査等の実施結果の処理

(1) 定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査

①監査等の結果報告及び公表

監査の結果については、議会及び町長等に報告する。

②意見

組織及び運営に関し、合理性または効率性に欠ける点があった場合、その改善について町長に対し意見書を提出する。

③措置状況の調査

公表等のうち、指摘事項のあるものについては、別に定めるところにより、その措置状況を調査する。

(2) 例月出納検査

例月出納検査の結果については、議会及び町長に報告する。

(3) 決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査

決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査の結果については、町長に意見書を提出する。

4 令和7年度瑞穂町月別監査等実施計画

監査の実施時期については、別表1の「令和7年度瑞穂町月別監査等実施計画」のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更できるものとする。

※この計画に記載のない事項については、監査委員の協議により決定する。

5 監査等の種類と根拠法令

別表2のとおり。

別表 1

令和 7 年度瑞穂町月別監査等実施計画

区分 月別	監査の種別・対象・実施期日					
	例月出納検査	決算審査	定期監査	財政援助団体 等監査	財政健全化 等審査	研修等事業
4 月	2 4 日 (木)					
5 月	2 3 日 (金)					
6 月	2 4 日 (火)					西郡町村監査 委員連合会定 期総会
7 月	2 3 日 (水)	2 3 日 (水) 午後 2 4 日 (木) 2 5 日 (金) の 2. 5 日間 一般会計、 8 特別会計 及び下水道 事業会計			2 5 日 (金)	
8 月	2 6 日 (火)					
9 月	2 6 日 (金)					定例会 3 日目 (決算報告)
1 0 月	2 4 日 (金)					・ 1 6 日 (木) 町村監査委員 全国研修会 ・ 西郡町村監査 委員連合会研 修
1 1 月	2 5 日 (火)		1 8 日 (火) 1 9 日 (水) の 2 日間	下旬予定 (指定管理者 含む)		都市監査委員 研修会 (第 1 回)
1 2 月	2 3 日 (火)					
1 月	2 3 日 (金)					都市監査委員 研修会 (第 2 回)
2 月	2 0 日 (金)					
3 月	2 6 日 (木)					

※ 実施期日は、都合により変更する場合がある。

※ 例月出納検査は原則として午前 9 時開始。

別表 2 監査等の種類と根拠法令

監査等の種類	根 拠 法 令 等
定 期 監 査	地方自治法第 1 9 9 条第 4 項
財政援助団体等監査	地方自治法第 1 9 9 条第 7 項
決 算 審 査	地方自治法第 2 3 3 条第 2 項 地方公営企業法第 3 0 条第 2 項
例 月 出 納 検 査	地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項
基 金 運 用 審 査	地方自治法第 2 4 1 条第 5 項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
随 時 監 査	地方自治法第 1 9 9 条第 5 項 必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの。
行 政 監 査	地方自治法第 1 9 9 条第 2 項 必要があると認めるとき、町の事務または町の執行機関の権限に属する法定受託事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めのあるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。